

セカンドオピニオンについて

セカンドオピニオンとは？

直訳すると「第2の意見」。病気や治療等の理解を深めるため主治医以外の専門医の意見を聞き納得して**最良の治療を選択する際の手段**として役立てていただくものです。（患者さんの基本的な権利です。）



主治医に診断や治療方針の説明を受けたけどどうしたらいいか悩むわ...



いくつか治療方針を聞いたけどどれがいいのかしら？

他に治療法はないのかしら？



セカンドオピニオンを受けることで

- ◎主治医の診断や方針に対する確認ができます。
- ◎診断や治療の妥当性を再確認することで、安心して治療に臨むことができます。
- ◎主治医に提示する治療以外の治療法や新たな情報を得ることもあります。

《セカンドオピニオンの対象となる方》

- ・患者さん本人による相談を原則といたします。
- ・同意書があればご家族のみの相談も可能ですが、患者さん本人との続柄を確認できるもの（健康保険証・戸籍謄本・住民票など）が必要となります。

※相談の内容によっては対象にならない場合がございます。

※セカンドオピニオン終了後の治療は、ご紹介元の主治医に継続して頂くことを原則とします。

《相談までの流れ》

- ・弘前脳卒中・リハビリテーションセンターホームページより、以下の書式をダウンロードして、メール、FAX、郵送のいずれかでお送り下さい。
「申込書」（様式1）、「相談同意書」（様式2）
- ・ご不明な点がございましたら、お電話でお問い合わせください。



ホームページQRコード



《他院でのセカンドオピニオン》

現在当院で治療中の患者さんで、他の医療機関のセカンドオピニオンを希望される患者さんは遠慮無く主治医にご相談ください。

一般財団法人 黎明郷 弘前脳卒中・リハビリテーションセンター
地域医療連携室 セカンドオピニオン担当
電話 0172-28-8220 FAX 0172-27-9013
メール renkei@reimeikyoku.jp
受付時間 平日9:00~16:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

弘前脳卒中・リハビリテーションセンター

セカンドオピニオンについて

セカンドオピニオンとは？

セカンドオピニオンは「第 2 の意見」ということで、病気や治療等の理解を深めるため主治医以外の専門医の意見を聞き、納得して最良の治療を選択する際の手段として役立てて頂く、患者さんの基本的な権利です。

どんな時に相談するの？

- ・主治医に診断や治療方針の説明を受けたが、どうしたらいいか悩んでいる時
- ・いくつかの治療方針を提示されたが迷っている時
- ・他に治療法はないかと考えている時

セカンドオピニオンを受ける効果は？

- ・主治医の診断や方針に対する確認ができます。
- ・診断や治療の妥当性を再確認することで、安心して治療に臨むことができます。
- ・主治医の提示する治療以外の治療法や新たな情報を得ることもあります。

≪当院でのセカンドオピニオン≫

セカンドオピニオンの対象となる方

- ・患者さん本人による相談を原則といたします。
- ・相談同意書があればご家族のみの相談も可能ですが、患者さん本人との続柄を確認できるもの（身分証明書・戸籍謄本・住民票など）が必要となります。

セカンドオピニオンの対象とならない方

- ・患者さん本人とご家族（三親等以内）以外の相談者の場合
- ・患者さんが小児の場合
- ・主治医に対する不満、転医希望、医療事故に関する相談の場合
- ・相談内容が、外来での受診が適当と思われる場合
- ・死亡された患者さんを対象とする場合
- ・主治医の情報提供書をお持ちでない場合
- ・脳卒中以外の疾患の場合
- ・主治医が了解していない場合

相談時間及び料金

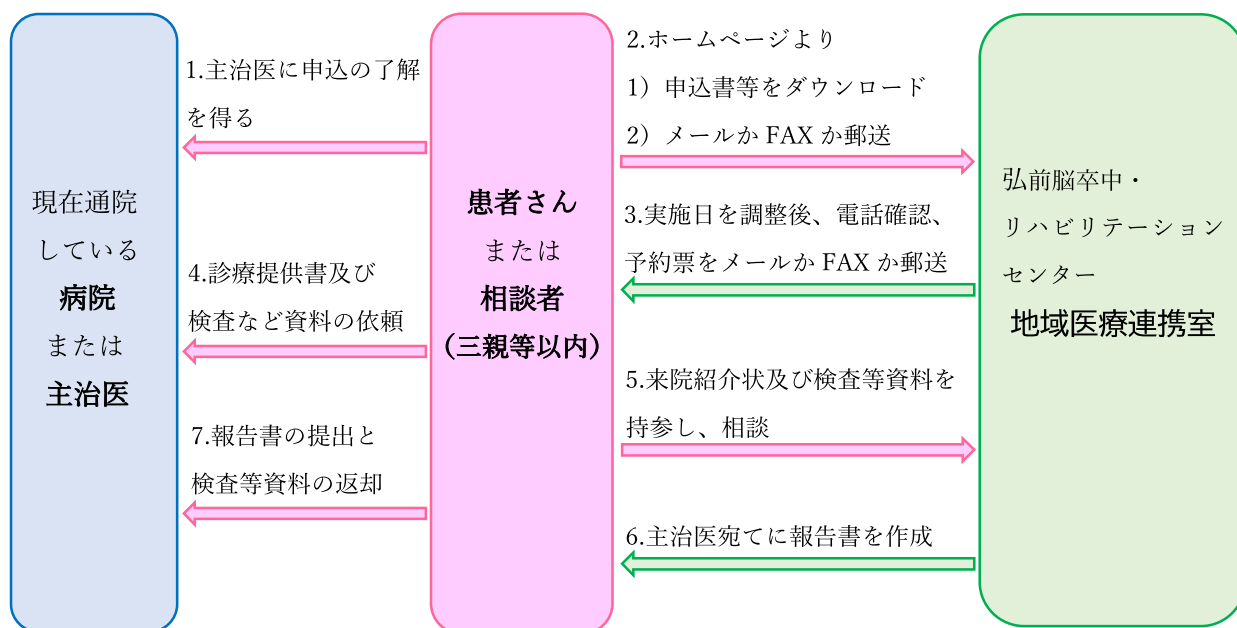
- ・一人(1事例)1回につき 1時間 33,000 円(税込)全額自己負担です。
- ・相談時間に資料検討時間(約 5～10 分程度)を含みます。
- ・相談を担当する医師は、専門性を考慮し当方で決定します。
- ・完全予約制とし、申込書受付後に当方から予約日時を電話で連絡いたします。

諸注意

- ・セカンドオピニオン終了後の治療は、ご紹介元の主治医に継続して頂くことを原則とします。
- ・当日、来院できなかった場合は、必ずご連絡ください。
- ・内容によっては、お断りする場合がありますのでご了承ください。

相談までの流れ

- ① 弘前脳卒中・リハビリテーションセンターホームページより、以下の書類をダウンロードし
メール、FAX、郵送のいずれかの方法でお送りください。(※連絡先は次ページへ)
「セカンドオピニオン申込書」(様式 1)、「相談同意書」(様式 2)
*ご不明な点がございましたらお電話で、
弘前脳卒中・リハビリテーションセンター 地域医療連携室:セカンドオピニオン担当
(代表 0172-28-8220)にご連絡ください。
- ② 事前に現在の主治医のご了解を得て、診療情報提供書(紹介状)の作成と検査などの資料貸出しをご依頼ください。
- ③ 地域医療連携室のセカンドオピニオン担当が電話にて確認し、実施日を調整後、予約票をメールか FAX または郵送します。



当日の流れ

- ・来院の際は、相談時間の 5 分前には受付へお越しください。
 - ・受付手続き後、外来受付へご案内いたします。
 - ・相談終了後、お会計へご案内いたします。
- ＊主治医宛ての報告書は、作成に1週間程度要するため完成しましたら、ご連絡いたします。

お持ちいただくもの

- ・予約票
- ・現在の主治医からの診療情報提供書(紹介状)
- ・必要な資料
 - 検査データ(血液検査などの報告書等)
 - 画像データ(超音波・MRI・レントゲン等)
- ・当院診察券(ID カード等)当院受審歴のある方のみ
- ・相談者が本人以外の場合は、「相談同意書」、または、患者さんとの続柄を確認できる書類(身分証明書・戸籍謄本・住民票など)

申込み・問い合わせ先

- ・弘前脳卒中・リハビリテーションセンター 地域医療連携室:セカンドオピニオン担当
〒036-8104 青森県弘前市大字扇町一丁目 2 番地 1
TEL 0172-28-8220(代表)
FAX 0172-27-9013
メール renkei@reimeikyou.jp
- ・受付時間:平日 9:00～16:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

《他院でのセカンドオピニオン》

【現在当院で治療中の患者さんで、他の医療機関のセカンドオピニオンを希望される方へ】

セカンドオピニオンは、患者さんやご家族が納得のいく治療法を選択できるように、治療の進行状況、次の段階の治療選択などについて、現在治療を受けている主治医とは別に、違う医療機関の医師に「第2の意見」を求めることが出来る患者さんの権利です。

セカンドオピニオンをご希望される方は、遠慮無く主治医にご相談下さい。